

介護老人保健施設ソフィア都筑短期入所療養介護 (介護予防短期入所療養介護) 利用約款

(約款の目的)

第1条 介護老人保健施設ソフィア都筑（以下「当施設」という。）は、要介護状態と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

(適用期間)

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）入所利用同意書を当施設に提出日以降から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

(身元引受人)

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
 - ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額60万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
- ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

(利用者からの解除)

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

なお、この場利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）作成者に連絡するものとします。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除及び入院又は入所による終了)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合

② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合。

③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合

④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず15日間以内に支払われない場合

⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合

⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。

⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

2 利用者が病院に入院又は他の施設に入所した場合、本約款に基づく入所利用は終了します。

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月20日までに発行し、所定の方法により交付します。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額を金融機関自動口座引き落としで支払うものとします。原則、口座引き落としによる支払いではあるが、他の支払い方法（銀行振込）に変更が可能です。

3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

- 第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）
- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
 - 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
 - 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
 - 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体の拘束等)

- 第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

- 第9条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。
- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ③ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ④ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(見守り対策について)

第10条 当施設では、ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守り対策に関するカメラ・体動センサーを使用するシステム（以下、「見守りシステム」という）の使用を行います。

使用については下記の内容で運用を行います。

見守りシステム使用について、当施設では、人員配置の関係上、無人となる場所が発生します。その際に、ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的とした見守りシステムの活用を行います。

【カメラの使用目的】

ご入居者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたカメラでのモニターを行います。

【カメラ及びモニターの使用方法】

- ①設置場所 ナースコールの操作が難しく、当施設が必要と判断した利用者様
- ②確認方法 サービスステーション内モニターと職員携行端末にて確認
- ③使用時間 24時間

【データの管理方法】

画像は、主として職員の不在となる時間にモニターとして使用する事が目的であることから、録画した画像の記録については順次、書ききされることを前提としております。

【画像の利用制限】

- ①画像の利用は、安全上の使用目的の範囲で行います。
- ②画像から知り得た情報の使用等については、個人情報保護規定に準じます。

【ベッド体動センサーの使用目的】

ご利用者様の安全と事故予防、事故発生時の早期発見を目的としたベッド体動センサーでの察知を行います。

【ベッド体動センサーの使用方法】

- ①設置場所 ナースコールの操作が難しく、当施設が必要と判断した利用者様
- ②通知方法 ナースコール連動にて職員携行端末へ通知
- ③使用時間 ご利用者様のベッド臥床時

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第 13 条 利用者、身元引受人又は利用者の親族は、当施設の提供する短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）に対しての要望又は苦情等について、支援相談員に申し出ることができ、又は、備付けの用紙、管理者宛ての文書で所定の場所に設置する「声の巣箱」に投函して申し出ることができます。

(賠償責任)

第 14 条 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第 15 条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

付 則

この入所利用約款は、2024 年 4 月 1 日より施行する。

<別紙1>

介護老人保健施設ソフィア都筑のご案内

(2024年4月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 ソフィア都筑
- ・開設年月日 2009年7月1日
- ・所在地 横浜市都筑区中川1丁目1番地1
- ・電話番号 045-914-8555
- ・ファックス番号 045-914-8557
- ・管理者名 河合 雅毅
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設 (1451080051号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

要介護状態と認定された利用者に対し、介護保険法令の趣旨に従い、利用者の有する能力に応じ、可能な限り自立した日常生活を営むことができるよう、施設サービス計画に基づいて、医学的管理の下におけるリハビリテーション、看護、介護その他日常的に必要とされる医療並びに日常生活上の世話をを行い居宅における生活への復帰を目指すことを目的とした介護保険施設サービスを提供することを目的とした施設です。

利用者の意思及び人格を尊重し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合以外、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。

利用者の人権の擁護、虐待の防止のため、必要な体制の整備を行うとともに、従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じます。

介護老人保健施設が地域の中核施設となるべく、居宅介護支援事業者、その他保健医療福祉サービス提供者及び関係市区町村と綿密な連携をはかり、利用者が地域において統合的サービス提供を受けることができるよう努めます。

サービス提供にあたっては、懇切丁寧を旨とし、利用者又はその家族に対して療養上必要な事項について、理解しやすいように指導又は説明を行うとともに利用者の同意を得て実施するよう努めます。

利用者の個人情報の保護は、個人情報保護法に基づく厚生労働省のガイドラインに則り、当施設が得た利用者の個人情報については、当施設での介護サービスの提供にかかる以外の利用は原則的に行わないものとし、外部への情報提供については、必要に応じて利用者またはその代理人の了解を得ることとします。

介護保険施設サービスを提供するにあたっては、介護保険法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めます。

(3) 施設の職員体制

職種	配置人員	職種	配置人員
医師	1(人)以上	理学療法士	1(人)以上
薬剤師	0.75以上	言語聴覚士	1以上
看護職員	8.85以上	介護支援専門員	1以上
介護職員	29.26以上	管理栄養士	1以上
支援相談員	2以上	調理員	給食委託業者
作業療法士	3以上	事務員	3以上

(4) 職務内容

- ①医師は、利用者の病状及び心身の状況に応じて、日常的な医学的対応を行います。
- ②薬剤師は、医師の指示に基づき調剤を行い、施設で保管する薬剤を管理するほか、利用者に対し服薬指導を行います。
- ③看護職員は、医師の指示に基づき投薬、検温、血圧測定等の医療行為を行なうほか、利用者の施設サービス計画に基づく看護を行います。
- ④介護職員は、利用者の施設サービス計画に基づく介護を行います。
- ⑤支援相談員は、利用者及びその家族からの相談に適切に応じるとともに、レクリエーション等の計画、指導を行い、市町村との連携をはかるほか、ボランティアの指導を行います。
- ⑥理学療法士・作業療法士・言語聴覚士は、医師や看護師等と共同してリハビリテーション実施計画書を作成するとともにリハビリテーションの実施に際し指導を行います。
- ⑦管理栄養士及び栄養士は、利用者の栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理、食事相談を行います。
- ⑧介護支援専門員は、利用者の施設サービス計画の原案をたてるとともに、要介護認定及び要介護認定更新の申請手続きを行います。
- ⑨事務員は利用者及び家族への案内を行うほか、経理・庶務・総務などの事務を行います。

(5) 短期入所療養介護定員 (介護予防短期入所療養介護含む)

定員数 一般棟：1名、認知症専門棟：空床対応

2. サービス内容

- ① 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）サービス計画の立案（3泊4日以上）
- ② 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
 - 朝食 8時00分～9時00分
 - 昼食 12時00分～13時00分
 - 夕食 18時00分～19時00分
- ③ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ④ 医学的管理・看護
- ⑤ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑥ リハビリテーション
- ⑦ 相談援助サービス
- ⑧ 理美容サービス（原則月1回実施します。）
- ⑨ 行政手続き代行
- ⑩ その他
 - *これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

・協力医療機関

- ・名 称 昭和大学横浜市北部病院
- ・住 所 横浜市都筑区茅ヶ崎中央 35-1

・協力歯科医療機関

- ・名 称 中川駅前歯科クリニック
- ・住 所 横浜市都筑区中川 1-10-2 中川センタービル 2階

◇緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・面会

事前予約制による面会。別紙、面会の案内をご確認ください。

- ・外出・外泊

申請用紙が事務所に用意してあります。外出・外泊の都度、外出（泊）先、用件、帰着予定日時などを記載ください。

- ・所持品・備品等の持ち込み

所持品、備品等の持ち込みを確認させて頂いております。

現金、装飾品、食品、高価なもの（宝飾品、腕時計等）カミソリ等の刃物類（カミソリ等）、火物類（ライター等）の持ち込みは禁止しております。

※上記に記載がないものにつきましても、利用者様・他利用者様に危険があると考えられるものは、ご遠慮いただく場合がございます。

※万が一、紛失した場合も当施設では責任を負いかねます。ご了承ください。

- ・その他

その他、ご不明な点をご遠慮なくお問い合わせください。

5. 短期入所療養介護中に提供される医療

介護老人保健施設では、医師、看護師の配置が義務付けられており。短期入所療養介護の利用者に提供するサービスに医療も含まれております。

短期入所療養介護をご利用中に必要な日常的な医療については介護老人保健施設の医師やスタッフが担当することとされており、原則的に外出し受診することはできません。

但し、施設医が必要な医療を施設内で提供困難であると判断した場合には受診可能となります。希望される方は必ず事前にお申し出ください。

受診時には、必ず当施設医師からの依頼書が必要となります。

ご利用中に病院受診が必要となった場合、ご家族様の同行をお願いし、病状によっては利用中止をお願いすることがございます。

6. 非常災害対策

- ・防災設備 スプリンクラー、消火器、消火栓
- ・防災訓練 年2回

7. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

8. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。（電話：045-854-2233）

要望や苦情などは、支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階ホールに備えつけられた「声の巣箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

<別紙2>

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

(2024年4月1日現在)

1. 保険証類の確認

入所時に介護保険証の原本を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあっては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために、立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。

このサービスを提供するにあたっては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の家族、利用者の後見人、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

(1) 短期入所療養介護のサービス費

短期入所療養介護サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要介護によって短期入所療養介護サービス費が異なります。以下は1日あたりの施設サービス費です）

●基本型

	介護保険1割		介護保険2割		介護保険3割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
1	808円	890円	1,615円	1,780円	2,422円	2,670円
2	859円	944円	1,718円	1,887円	2,576円	2,830円
3	927円	1,012円	1,853円	2,024円	2,779円	3,036円
4	984円	1,069円	1,968円	2,138円	2,952円	3,207円
5	1,041円	1,128円	2,082円	2,256円	3,123円	3,384円

●加算型

	介護保険1割		介護保険2割		介護保険3割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
1	878円	967円	1,756円	1,934円	2,634円	2,901円
2	958円	1,050円	1,915円	2,099円	2,872円	3,149円
3	1,027円	1,120円	2,054円	2,239円	3,081円	3,358円
4	1,091円	1,182円	2,181円	2,363円	3,271円	3,544円
5	1,152円	1,245円	2,303円	2,489円	3,454円	3,734円

◇施設サービス費の他に個々の利用状況に応じ適用される介護保険加算があります。※介護保険加算表参照

(2) 介護予防短期入所療養介護のサービス費

介護予防短期入所療養介護サービス費（介護保険制度では、要介護認定による要支援によって介護予防短期入所療養介護サービス費が異なります。以下は1日あたりの施設サービス費です）

●基本型

	介護保険1割		介護保険2割		介護保険3割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
支1	621円	658円	1,242円	1,315円	1,862円	1,972円
支2	779円	830円	1,557円	1,660円	2,335円	2,490円

●加算型

	介護保険1割		介護保険2割		介護保険3割	
	個室	多床室	個室	多床室	個室	多床室
支1	678円	721円	1,355円	1,441円	2,033円	2,161円
支2	834円	894円	1,668円	1,788円	2,502円	2,682円

◇施設サービス費の他に個々の利用状況に応じ適用される介護保険加算があります。※介護保険加算表参照

(3) その他利用料金（介護保険給付外サービス）

- 食費：1日当たり（内訳：朝食480円、昼食735円、夕食680円）
 - ・第4段階…1,895円 ・第3段階②…1,300円 ①…1,000円 ・第2段階…600円
 - ・第1段階…300円

- 居住費：1日当たり
 - ・第4段階 ○従来型個室…1,910円 ○多床室…767円
 - ・第3段階 ○従来型個室…1,310円 ○多床室…370円
 - ・第2段階 ○従来型個室…490円 ○多床室…370円
 - ・第1段階 ○従来型個室…490円 ○多床室…0円

- その他「特別な催事に供する食事代、おやつ代、教養娯楽費等」（その他の介護保険給付外サービスは介護保険給付外サービス参照）

(4) 支払い方法

- ・毎月20日までに、前月分の請求書を発行します。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。お支払い方法は原則、金融機関口座自動引き落としになります。

■介護保険加算表

項目	料金	1割	2割	3割
個別リハビリテーション 実施加算	1日につき	258円	515円	772円
在宅復帰・在宅療養支援 機能加算	1日につき	(Ⅰ)55円 (Ⅱ)55円	(Ⅰ)110円 (Ⅱ)110円	(Ⅰ)164円 (Ⅱ)164円
サービス提供体制強化加 算	1日につき	(Ⅰ)24円 (Ⅱ)20円 (Ⅲ)7円	(Ⅰ)47円 (Ⅱ)39円 (Ⅲ)13円	(Ⅰ)71円 (Ⅱ)58円 (Ⅲ)20円
夜勤職員配置加算	1日につき	26円	52円	78円
認知症ケア加算	1日につき	82円	163円	245円
認知症専門ケア加算	1日につき	(Ⅰ)4円 (Ⅱ)5円	(Ⅰ)7円 (Ⅱ)9円	(Ⅰ)10円 (Ⅱ)13円
療養食加算	1食につき	9円	17円	26円
緊急時施設療養費	1日につき	556円	1,111円	1,666円
重度療養管理加算	1日につき	129円	258円	386円
総合医学管理加算	1日につき	295円	590円	885円
口腔連携強化加算	1月につき	54円	108円	161円
緊急短期入所受入加算	1日につき	97円	193円	290円
若年性認知症利用者受入 加算	1日につき	129円	258円	386円
認知症行動・心理症状緊 急対応加算	1日につき	215円	429円	644円
生産性向上推進体制加算	1月につき	(Ⅰ)108円 (Ⅱ)11円	(Ⅰ)215円 (Ⅱ)22円	(Ⅰ)322円 (Ⅱ)33円

送迎代	片道	198 円	395 円	592 円
介護職員処遇改善加算 2024/5/31 まで	算定額=所定単位数(1月にかかる単位数)× 加算率(3.9%)×地域単価(10.72)×自己負担			
介護職員等特定処遇改善 加算 2024/5/31 まで	算定額=所定単位数(1月にかかる単位数)× 加算率(1.7%)×地域単価(10.72)×自己負担			
介護職員等ベースアップ 等支援加算 2024/5/31 まで	算定額=所定単位数(1月にかかる単位数)× 加算率(0.8%)×地域単価(10.72)×自己負担割合			
介護職員等処遇改善加算 2024/6/1 から	算定額=所定単位数(1月にかかる単位数)× 加算率(2.3-7.5%)×地域単価(10.72)×自己負担割合			

◇ 介護保険加算表にある加算全てが施設入所中に算定されるわけではありません。ご利用者様によって加算内容が異なります。

■その他利用料金（介護保険給付外サービス）

	料金	業者洗濯	衣類レンタル	その他提供する品
日用品セット	220 円/日	なし	なし	各種タオル類 ハンドクリーム、ハンドソープ、保湿クリーム、ティッシュ、その他

◇日用品セットは（株）アメニティへ外部委託しております。料金につきましては施設利用料とは別に、事務所で
お支払い頂きます。

項目	金額	項目	金額
教養娯楽	154 円/日	新聞・雑誌	実費
特別な催事に供する食事	実費	特別室（一般棟のみ）	4,011 円/日
おやつ	154 円/日	診断書作成料	3,300～4,400 円
理美容	実費	その他健康診断書等書類	実費
写真	実費	健康管理	実費
診断書作成に必要な検査	実費	領収書再発行手数料	220 円/枚
文章作成料	2,000 円+5 円/枚	情報開示請求	実費

<別紙3>

個人情報の利用目的

(2021年4月1日現在)

介護老人保健施設ソフィア横浜では、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

□【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

「介護老人保健施設内部での利用目的」

- 当施設が利用者等に提供する介護サービス
- 介護保険事務
- 「介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - ・入退所等の管理
 - ・会計、経理
 - ・事故等の報告
 - ・当該利用者の介護・医療サービスの向上

「他の事業者等への情報提供を伴う利用目的」

- 当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - ・利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - ・利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - ・検体検査業務の委託その他の業務委託
 - ・家族等への心身の状況説明
- 介護保険事務のうち
 - ・保険事務の委託
 - ・審査支払機関へのレセプトの提出
 - ・審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- 損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

□【上記以外の利用目的】

「当施設の内部での利用に係る利用目的」

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - ・当施設において行われる学生の実習への協力
 - ・当施設において行われる事例研究

「他の事業者等への情報提供に係る利用目的」

- 当施設の管理運営業務のうち
 - ・外部監査機関への情報提供
 - ・学会、研究会等での事例発表

介護老人保健施設短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設ソフィア都筑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設短期入所療養介護利用約款及び別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

医療法人 社団 ピーエムエー 理事長 殿

介護老人保健施設ソフィア都筑 施設長 殿

年 月 日

<利用者>
住 所 〒

氏 名

<利用者の身元引受人>
住 所 〒

氏 名

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

フリガナ		
氏 名	(続柄)	
住 所		
電話番号	自宅)	携帯)

【本約款第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

フリガナ		
氏 名	(続柄)	
住 所		
電話番号	自宅)	携帯)

介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用同意書

介護老人保健施設ソフィア都筑を入所利用するにあたり、介護老人保健施設介護予防短期入所療養介護利用約款及び別紙 1、別紙 2 及び別紙 3 を受領し、これらの内容に関して、担当者による説明を受け、これらを十分に理解した上で同意します。

医療法人 社団 ピーエムエー 理事長 殿

介護老人保健施設ソフィア都筑 施設長 殿

年 月 日

<利用者>
住 所 〒

氏 名

<利用者の身元引受人>
住 所 〒

氏 名

【本約款第 6 条の請求書・明細書及び領収書の送付先】

フリガナ		
氏 名	(続柄)	
住 所		
電話番号	自宅)	携帯)

【本約款第 10 条 3 項緊急時及び第 11 条 3 項事故発生時の連絡先】

フリガナ		
氏 名	(続柄)	
住 所		